「寿司といえば、富山」クリエイター共創プロジェクト　募集要項

1　概要

「寿司といえば、富山」の背景にある、富山の豊かさを伝えるポスターをプロボノ（無償）で制作いただける方を募集します。制作いただいたポスターデザインは、県が印刷・配布行い、県内の事業所等への掲出を行います。

2　応募資格

富山県内で活動実績があるクリエイターの方（個人・チームどちらでも可）

3　採択予定数

5企画程度

4　規定

- B2 サイズのポスターデザインであること。
- 未発表、オリジナルデザインであること。

※ 生成 AI の使用は禁止しませんが、使用状況を確認させていただきます。

5　応募方法等

（1）募集期間　令和8年11月13日（金）から12月18日（金）17 時まで

（2）提出書類

企画提案書（別紙様式）に以下の内容を記載の上、メールにてご提出願います。

① 制作実績（ポートフォリオ URL 等）
② 企画タイトル（仮称可）
③ 企画コンセプト
④ 想定する対象
⑤ 作品で伝えたいこと、
⑥ 表現方法（写真・イラスト・グラフィック等）

※ 応募時点で、ラフ案や完成デザインの提出は必要ありません。

※ 企画が採択された後にラフ案を制作し、県と方向性を共有したうえで、完成作品の制作を進めていただきます。

（3）提出・問合せ先

〒930－8501　富山市新総曲輪1－7
富山県知事政策局企画室ブランディング推進課
TEL：076-444-3574
MAIL：akikaku@pref.toyama.lg.jp

6　採択

応募いただいた企画については、富山県が以下の観点から内容を確認し、支援対象となる企画を選定します。

① 企画趣旨との整合性‥ 寿司だけでなく、背景にある自然環境や水の豊かさ、食文化、工芸等にも光を当てるものとなっているか。
② 伝達力・共感性 …… 県民に伝わりやすく、共感を生むことが期待できるか。
③ 独創性・創造性 …… 提案者ならではの視点や発想があるか
④ 実現可能性 …… 予定期間内に制作し、ポスターとして展開できるか

※ 採択結果は、12 月下旬頃に応募者に個別にご連絡します。
※ 採択は県によるデザイン制作の発注ではなく、印刷・普及させていただく対象として、企画を選定するものです。

7　採択後の流れ

- 採択後、ラフ案にて制作の方向性について確認させていただいたうえで、デザインの制作を進めていただきます。
- 本プロジェクトは提案者の創意工夫を重視しているため、具体的な表現について、県による修正指示は原則として行いません。ただし、事業目的との整合性、権利関係、印刷上の条件等について、確認・協議を行う場合があります。
- デザインについては、印刷や配布の都合上、令和 9 年2月末までのご提出をお願いします。

8　著作権・作品の取扱い

（1） 作品の著作権は、応募者に帰属します。
（2） 作品について、県は本プロジェクトに関連する広報・啓発活動等のため、印刷・増刷・無償配布・掲出・公式ホームページや SNS への掲載・広報資料等への使用を、無償かつ期間の定めなく行うことができるものとし、応募者はこれに必要な利用許諾を行うものとします（これらを委託する第三者による利用を含みます）。
（3） 県は、広報媒体へのレイアウト調整、サイズ変更、トリミング、告知文・ロゴマーク・QR コード等の追加掲載など、広報目的の達成に必要な範囲において、採用作品の一部を編集・改変して使用できるものとします。また、応募者はこれらの利用に必要な範囲において、著作者人格権を行使しないものとします。
（4） 作品は、応募者自身が創作したオリジナルの未公表作品に限るものとします。第三者が権利を有する写真、イラスト、書体等を使用する場合は、応募者の責任と費用において必ず事前に適法な許諾等を得てください。
（5） 既存の「寿司といえば、富山」のロゴマークの使用は任意です。使用する場合は、県が示す使用条件に従ってください。

9　応募上の注意

（1）　応募およびデザイン制作に関する費用は、応募者の負担とします。

（2）　応募内容や作品が次に該当する、あるいは該当する恐れがあると判断した場合は、採択の取消し、または作品の使用停止を行うことがあります。

ア　応募内容に重大な虚偽がある場合

イ　作品が、法令又は公序良俗に反する場合

ウ　作品が、既発表のものと同一又は酷似している場合

エ　作品が、第三者の知的財産権、肖像権その他の権利・利益を害するものである場合

オ　作品が、特定の政治活動や宗教活動、反社会的勢力等に関する内容である場合

カ　作品が、特定の商品・サービス等の宣伝となる場合

キ　作品が、本プロジェクトの目的に明らかに適合しないと認められる場合

ク　その他、本募集要項の各規定に違反した場合

（3）　応募をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。

10　権利侵害時の対応・免責

（1）　応募作品に関し、第三者の著作権、肖像権、商標権その他の権利侵害を理由とする苦情、異議申立て、損害賠償請求等が発生した場合は、県は一切の責任を負わず、応募者が自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

（2）　万一、応募作品の権利侵害等に起因して県に損害（ポスター等の回収・廃棄費用、代替物の作成費用、第三者への損害賠償金等を含む）が生じた場合、応募者は県が被った一切の損害を賠償するものとします。

11　スケジュール（予定）

11月13日（金）	募集開始
12 月18日（金）	募集締切
12 月下旬	内容確認・採択結果通知
～2月末	ラフ案共有・方向性確認、印刷用データ提供
3月	ポスター印刷・作品公開
3月～	掲出希望者募集・配布・掲出